明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一八）　二

〔告示〕

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**八三、八五）　八

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**八四）　九

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、平成二十一年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（**文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通**一）　九

○平成二十一年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（**農林水産**四四三）　一一

○平成二十一年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（**同**四四四）　一二

○平成二十一年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（**同**四四五）　一三

○平成二十一年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第三条第三項の地域を指定する件（**同**四四六）　一三

○平成二十一年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（**同**四四七）　一四

○平成二十一年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（**同**四四八）　一五

○平成二十一年に発生した農林水産業共同利用施設についての激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（**同**四四九）　一五

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**同**四五〇）　一六

〔公告〕

諸事項

官庁
製造たばこ小売定価関係　一九

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、住宅型式性能認定、企業年金基金変更関係　二五

地方公共団体
行旅死亡人関係　二六

会社その他
会社決算公告　二七